

43201

熊本県
熊本市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
企業立地促進 条例	H10.12 H29.4 改正	<p>【製造・物流関連産業支援】</p> <p>対象者</p> <p>熊本市内に事業所を新設・増設する企業（賃借の場合、製造業以外の業種は、業歴3年以上が対象）</p> <p>○施設 工場、研究開発施設、物流センター（敷地面積 3,000 m²以上）</p> <p>○業種 製造業、道路貨物運送業、こん包業、倉庫業</p> <p>条 件</p> <p>○常用従業員の増加 5人（中小企業者以外は 10人）以上</p> <p>○投下固定資産取得額 ・研究開発施設 1,000 万円（中小企業者以外は 2,000 万円）以上 ・研究開発施設以外 5,000 万円（中小企業者以外は1億円）以上</p>	<p>1.用地取得等補助金</p> <p>○土地取得費の 15%（★10%）</p> <p>○賃料（土地・建物）の 1/2（★1/3）の 12 ヶ月分 ※敷金、共益費等を除く （限度額） 賃借の場合 2,000 万円（★1,000 万円）</p> <p>2.設備投資補助金</p> <p>投下固定資産（建物、償却資産）取得額の 7～10%（★4～5%） ※投下固定資産取得額の合計が以下の金額以上の場合のみ交付</p> <p>・研究開発施設 5,000 万円（中小企業者以外は1億円）</p> <p>・研究開発施設以外 1億円（中小企業者以外は 3 億円）</p> <p>3.雇用促進補助金</p> <p>新規等常用従業員1人につき</p> <p>○正社員 80 万円</p> <p>○転換正社員 40 万円</p> <p>正社員、転換正社員の合計が 20 人以上の場合は+20 万円</p> <p>○正社員以外 10 万円 （2、3 合計の限度額）</p> <p>①投下固定資産取得額が 10 億円以下または常用従業員増加数が 20 人以下 1億円</p> <p>②投下固定資産取得額が 10 億円超～20 億円以下かつ常用従業員増加数が 21 人～50 人 2億円</p> <p>③投下固定資産取得額が 20 億円超～50 億円以下かつ常用従業員増加数が 51 人～100 人 5億円</p>

			<p>(全体の限度額)</p> <p>30 億円(各年度あたりの交付額は、1億円(補助金の合計額が 10 億円以上の場合、補助金合計額÷10 の金額)を上限とする。)</p> <p>※★補助対象正社員数が5人未満の場合</p>
<p>企業立地促進 条例</p>	<p>H10.12 H29.4 改正</p>	<p>【情報通信関連産業支援】</p> <p>熊本市内に事業所を新設・増設する企業(賃借の場合、業歴3年以上が対象)</p> <p>対象者</p> <p>○施設 コールセンター、事務センター、事務所</p> <p>○業種 ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業、デザイン業、コンテンツ事業、機械設計業、商品・非破壊検査業</p> <p>条件</p> <p>○常用従業員の増加</p> <p>①事務センター、情報処理・提供サービス業 30 人以上(増設の場合 20 人以上)</p> <p>②コールセンター 50 人以上(増設の場合 20 人以上)</p> <p>③上記以外 5人以上(増設の場合も5人以上)</p>	<p>1.用地取得等補助金</p> <p>・土地取得費の 15%(★10%)</p> <p>・賃料(土地・建物)の 1/2(★1/3)の 36 ヶ月分 ※敷金、共益費等を除く ※賃料分の補助金の支払いは、12 ヶ月分×3回 (限度額) 6,000 万円(年間 2,000 万円) (★3,000 万円(年間 1,000 万円))</p> <p>2.設備投資補助金</p> <p>投下固定資産(建物、償却資産)取得額の9~10%(★4~5%) ※投下固定資産取得額の合計が1億円(中小企業者以外は3億円)以上の場合で、建物建設又は取得する場合に限る。</p> <p>3.雇用促進補助金</p> <p>新規等常用従業員1人につき</p> <p>○正社員 80 万円/年 ○転換正社員 40 万円/年</p> <p>正社員、転換正社員の合計が 20 人以上の場合は+20 万円</p> <p>○正社員以外 10 万円/年 ※3年間適用。2年目、3年目は、前年からの増加分について交付。</p> <p>4.クラウドサービス支援補助金</p> <p>クラウドサービス利用に係る経費の 1/3 を 36 ヶ月分。 ※トータル経費が 300 万円未満の場合は対象外 (限度額) 1,000 万円</p> <p>(全体の限度額) 3億円(建物取得の場合は5億円) ※各年度当たりの交付額は、1億円を上限とする。</p>

			※★補助対象正社員数が5人未満の場合
企業立地促進 条例	H10.12 H29.4 改正	<p>【本社機能移転支援】</p> <p>熊本市内に事業所を新設・増設する企業(賃借の場合、業歴3年以上が対象)</p> <p>対象者</p> <p>○施設 事務所(調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門) 研究所、研修所</p> <p>○事業 本社機能の移転又は拡充を主要内容とする事業</p> <p>条件</p> <p>○常用従業員の増加</p> <p>①移転型 5人(中小企業者以外は10人)以上</p> <p>②拡充型 20人以上</p> <p>○投下固定資産取得額 1,000万円(中小企業者以外は2,000万円)以上</p> <p>移転型:市内に本社又は本店所在地を有しない法人が上記施設を移転する場合</p> <p>拡充型:市内に本社又は本店所在地を有する法人が上記施設を拡充する場合</p>	<p>1.用地取得等補助金</p> <p>・土地取得費の15%(★10%)</p> <p>・賃料(土地・建物)の1/2(★1/3)の36ヶ月分</p> <p>※敷金、共益費等を除く</p> <p>※賃料分の補助金の支払いは、12ヶ月分×3回(限度額)</p> <p>6,000万円(年間2,000万円)</p> <p>(★3,000万円(年間1,000万円))</p> <p>2.設備投資補助金</p> <p>投下固定資産(建物、償却資産)取得額の移転型 15%(★4~5%)、拡充型 4~5%(★4~5%)</p> <p>※投下固定資産取得額の合計が1億円(中小企業者以外は3億円)以上の場合のみ交付。</p> <p>3.雇用促進補助金</p> <p>新規等常用従業員1人につき</p> <p>○正社員</p> <p>移転型:100万円/年</p> <p>拡充型:80万円/年</p> <p>○転換正社員</p> <p>移転型:60万円/年</p> <p>拡充型:40万円/年</p> <p>移転型、拡充型ともに、正社員、転換正社員の合計が20人以上の場合は+20万円</p> <p>○正社員以外</p> <p>移転型:10万円/年</p> <p>拡充型:10万円/年</p> <p>※3年間適用。2年目、3年目は、前年からの増加分について交付。</p> <p>4.クラウドサービス支援補助金</p> <p>クラウドサービス利用に係る経費の1/3を36ヶ月分。</p> <p>※トータル経費が300万円未満の場合は対象外(限度額)</p> <p>1,000万円</p> <p>(全体の限度額)</p> <p>移転型:10億円</p>

			<p>拡充型:1億円</p> <p>※各年度当たりの交付額は、1億円を上限とする。</p> <p>※★補助対象正社員数が5人未満の場合</p>
<p>企業立地促進 条例</p>	<p>H10.12 H29.4 改正</p>	<p>【成長分野起業支援】</p> <p>熊本市内に事業所を新設・増設する企業(賃借の場合、製造業以外の業種は、業歴3年以上が対象)</p> <p>対象者</p> <p>○施設 工場、事務所、研究開発施設</p> <p>○業種 製造業、ソフトウェア業、コンテンツ事業、インターネット附随サービス業、情報処理・提供サービス業</p> <p>条件</p> <p>○常用従業員の増加 3人以上</p> <p>○IoT、AI、ロボット分野等の製造・開発に関する事業であること。</p>	<p>1.用地取得等補助金</p> <p>・賃料(土地・建物)の1/3の36ヶ月分</p> <p>※敷金、共益費等を除く</p> <p>※賃料分の補助金の支払いは、12ヶ月分×3回</p> <p>2.雇用促進補助金</p> <p>新規等常用従業員1人につき10万円</p> <p>(全体の限度額)</p> <p>200万円</p>
<p>熊本市ワーキングスペース利用補助金</p>	<p>R2.3</p>	<p>要件</p> <p>熊本市内に本社及び事業所を有しないこと</p> <p>対象者</p> <p>○本社機能の移転を検討する企業</p> <p>○下記業種等を営む企業 製造業、道路貨物運送業、梱包業、倉庫業、ソフトウェア業、デザイン業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業、機械設計業、商品・非破壊検査業、コンテンツ事業</p> <p>対象事業</p>	<p>(補助率)</p> <p>対象施設利用料(ドロップイン及びオプション利用料金は除く)の1/2</p> <p>(対象期間)</p> <p>最長12カ月。ただし、1カ月以上の利用を必要とする。</p> <p>(限度額)</p> <p>1人当たり月額5,000円、利用者は最大2人。</p> <p>補助金の交付は1企業につき1回まで。</p>

	対象施設で行う本市への立地の検討に関する事業 対象施設 中心市街地にあるコワーキングスペース等	
--	---	--

詳しくはこちら「[熊本県企業立地ガイド](#)」

43202

熊本県

八代市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
(中小企業) 2,000 万円以上 (中小企業以外) 1 億円以上	(中小企業) 2人以上 (中小企業以外) 5人以上 又は 事業所の労働生産性が年平均3%以上向上するもの	課税減免	固定資産税	5年間 (100%3年 + 50%2年)
【八代市企業振興促進条例適用工場の指定】及び 【地域経済牽引事業促進法における地域経済牽引事業計画を熊本県知事へ提出し、承認を受けた事業】 (中小企業) 2,000 万円以上 (中小企業以外) 1 億円以上		課税免除	固定資産税	5年間 (100%5年)

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
企業振興促進条例	H17.8	【対象工場】 ① 製造業、運輸業、卸売業、電気・ガス・熱供給業 ② ①の業種に係る研究、開発、検査及び整備施設 ③ 不動産業者等が①のために建設、取得する施設(立地協定済みに限る) ○投下固定資産総額 (中小企業) 2,000 万円以上 (中小企業以外)	①工場等建設補助金 (1)投下固定資産総額1億円以上 ・新規雇用 10 人未満 投下固定資産総額(土地代除く)×1% ・新規雇用 10 人以上～40 人未満 投下固定資産総額(土地代除く)×2% ・新規雇用 40 人以上 投下固定資産総額(土地代除く)×3% (2)投下固定資産総額 20 億円以上かつ新規雇用 100 人以上の製造業で市長が認めるもの ・投下固定資産総額(土地代除く、操業開始から3年以内の分)×5%

		<p>1 億円以上</p> <p>○増加市民雇用数 (中小企業)</p> <p>2人以上 (中小企業以外)</p> <p>5人以上</p>	<p>②用地取得等補助金</p> <p>(1)投下固定資産総額が1億円以上の場合 ・土地取得価格の 30/100</p> <p>(2)工場等を賃借する場合 ・賃借料の 1/2(1年間、敷金を除く)</p> <hr/> <p>③雇用奨励金</p> <p>(1) 操業開始時の増加市民雇用数と操業開始 1 年後の増加市民雇用数を比較して少ない方の人数(以下この号において「1 年目の対象市民雇用数」という。) 次に掲げる額を合計した額</p> <p style="padding-left: 40px;">ア 1 年目の対象市民雇用数のうち常時正社員として雇用された者に係るものに 30 万円を乗じて得た額</p> <p style="padding-left: 40px;">イ 1 年目の対象市民雇用数のうち常時正社員として雇用された者以外の者に係るものに 20 万円を乗じて得た額</p> <p>(1) 新規雇用者数のうち操業開始の日から 1 年を経過する日まで継続して雇用された従業員に係る人数(以下この号において「従業員に係る人数」という。) 次に掲げる額を合計した額</p> <p style="padding-left: 40px;">ア 従業員に係る人数のうち常時正社員として雇用された者に係るものに 30 万円を乗じて得た額</p> <p style="padding-left: 40px;">イ 従業員に係る人数のうち常時正社員として雇用された者以外の者に係るものに 20 万円を乗じて得た額</p> <p>(2) 操業開始時の増加市民雇用数と操業開始 2 年後の増加市民雇用数を比較して少ない方の人数(以下この号において「2年目の対象市民雇用数」という。) 次に掲げる額を合計した額</p>
--	--	---	---

			<p>ア 2年目の対象市民雇用数のうち常時正社員として雇用された者に係るものに20万円を乗じて得た額</p> <p>イ 2年目の対象市民雇用数のうち常時正社員として雇用された者以外の者であつて操業開始の日から2年を経過する日において正社員として雇用されているものに係るものに10万円を乗じて得た額</p> <p>【①②③の限度額】</p> <p>(1)投下固定資産総額1億円未満 ・新規雇用者10人未満 5,000万円</p> <p>(2)投下固定資産総額1億円以上 ・新規雇用者10人未満 1億円 ・新規雇用者10人以上40人未満 2億円 ・新規雇用者40人以上 3億円</p> <p>(3)投下固定資産総額20億円以上 ・新規雇用者100人以上 6億円</p>
<p>八代市情報通信関連等事業所立地促進補助金</p>	<p>H28.4</p>	<p>【対象事業所】</p> <p>ア 日本標準産業分類に掲げる情報通信業</p> <p>イ 複数の県の区域に係る業務を処理する事務所であつて、次のいずれかに該当するものの施設</p> <p>(ア)本社(支社又は支店を統轄するものに限る。)、支社又は支店及びサテライトオフィスの機能を有する事務所</p> <p>(イ)主として顧客からの問合せ等に対し、集約的にサービスを提供する事務所(コールセンター、データ入力センター等)</p> <p>○投下固定資産額 100万円以上</p> <p>○新規市民雇用者数 3名以上</p>	<p>① 設備投資補助金 ・開設までに要した投下固定資産×1/3 ※上限 1億円</p> <p>②事業所賃借料補助金 ・年間賃借料×1/2(3年間) ※上限 月額賃借料1坪あたり1万円</p> <p>③専用通信回線等利用料補助金 ・年間使用料×1/2(3年間) ※年間上限 200万円</p> <p>④雇用促進補助金 ・正規雇用 :1人×30万円 ・非正規雇用:1人×15万円 ※毎年の純増市民雇用数に応じて最大3年間交付</p>

43203

熊本県

人吉市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円以上)	従業員(人以上)			
新增設:2,000万円超	新設:5人以上	課税免除 及び減免	固定資産税 都市計画税	新設:5年間 (1~3年目:100%) (4~5年目:50%)
	増設:3人以上			増設:3年間 (1~3年目:50%)

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
人吉市企業 立地促進条 例	H18.9 H23.9 一部改正	【雇用奨励金(操業開始後3年間)】 新增設: 投下固定資産額 2,000万円超 新規雇用者数 新設 5人以上 増設 3人以上	【雇用奨励金(操業開始後3年間)】 1人当たり 20万円(市有地取得時の上限額 3,000万円、市有地以外取得時の上限額 1,000万円)
		【工場等建設補助金】 新設: 投下固定資産額 1億円超 新規雇用者数 5人以上	【工場等建設補助金】 ①市有地取得の場合 土地取得額の30%(限度額1億円) ②市有地以外の取得の場合 土地取得額の10%(限度額1,000万円) ③リースの場合(1年目のみ) 12ヶ月の賃料の50%(限度額1,000万円)
		増設: 投下固定資産額 3,000万円超 新規雇用者数 3人以上	【雇用奨励金(操業開始後3年間)】 1人当たり 20万円(市有地取得時の上限額 3,000万円、市有地以外取得時の上限額 1,000万円) ①市有地取得の場合 土地取得額の15%(限度額5,000万円) ②市有地以外の取得の場合 土地取得額の5%(限度額500万円)

43204

熊本県

荒尾市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
地域経済牽引事業促進法に規定する促進区域内に設置する施設 10,000 超 (農林漁業及びその関連業種は 5,000 超)	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
荒尾市いきいき産業 立地促進条例	H6.9	1. 業種 製造業、道路貨物運送業、梱包業、情報サービス業、術研究機関に係る事業の新增設	工場等用地取得費補助金 ○土地の取得価格の 25%以内 1億 3,000 万円限度
		2. 用地取得面積 2,000 m ² 以上(2年以内着工) 3. 投下固定資産総額 新設 1億円以上(用地取得費含む) 増設 5,000 万円以上(〃) 4. 増加雇用者 新設 10 人以上 増設 5人以上	雇用促進補助金 ○市内に住所を有する新規雇用者1人当たり 25 万円 ○3,000 万円限度
荒尾市工業団地土地 賃貸制度	H17.3	荒尾産業団地に立地する製造業等の企業で、以下の条件を満たす場合、用地を賃貸(事業用借地権設定) 1. 投下固定資産総額 5,000 万円以上 2. 増加雇用者 5人以上 3. その他 リース契約後、1年以内に工場等の建設に着手すること	土地リース制度 ○リース料: 当初3年間固定資産税相当額 4年目以降固定資産評価額の4%

43205

熊本県

水俣市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
新增設	1,000	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
水俣市企業立地条例	H14.6	<p>○以下のいずれにも該当する者</p> <p>①工場、健康保養施設及び観光施設等(※工場等)に供する新たな用地を取得した者</p> <p>②投下固定資産額が1千万円以上の新設、又は増設(ただし、常用従業員を減ずる場合を除く)</p> <p>※工場等 製造業、健康保健施設、観光施設、ソフトウェア業、情報処理サービス業、道路貨物運送業、倉庫業、梱送業、卸売業、配送センター業、環境リサイクル産業、バイオテクノロジー、新エネルギー(常に人員の配置を必要とする施設に限る)関連施設</p>	<p>雇用促進奨励金</p> <p>○1年以上引き続いて常時雇用する従業員1人当たり10万円を乗じて得た額</p> <p>(300万円を限度とし、1年限り)</p>
水俣市誘致企業立地促進補助金	H12.9	<p>○以下のいずれにも該当する者</p> <p>①水俣市企業立地条例に基づく立地協定を締結したもの</p> <p>②工場等を設置するために要する費用のうち、用地、建物その他有形償却資産の取得に要する費用が1億円以上(中小企業5,000万円以上)</p> <p>③新規地元雇用者の数が、操業開始時に10人以上(中小企業は5人以上)</p>	<p>補助金</p> <p>○用地購入価格又は建物等整備費の1/3</p> <p>(限度額5,000万円、新規地元雇用者の数が10人未満の企業にあつては、2,500万円)</p>

詳しくはこちら「[地場企業支援・企業誘致](#)」

43206

熊本県

玉名市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
○地域経済牽引計画に基づく工場等の新增設 2億円超(土地を除く) ※農林漁業関連業種の場合は 5,000 万円超 (土地を除く)	新設:新規雇用5人以上(【対象施設が下表の②④⑧の場合は3人以上】) 増設:新規雇用3人以上(【対象施設が下表の②④⑧の場合は1人以上】) 移設:移設前の従業員数以上を維持	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
玉名市企業立地促進条例	H31.3	○対象施設 ①製造業施設 ②情報サービス業施設 ③運送業等施設 ④試験研究施設 ⑤宿泊業施設 ⑥公衆浴場施設 ⑦研修施設 ⑧コールセンター施設 ⑨観光施設 ○対象要件 ・新設:投下固定資産総額(土地を除く)が5,000 万円以上【対象施設が②④⑧の場合は 1,000 万円以上】	[設置奨励金] ○固定資産税額に下記の率を乗じた額を補助 ・新設・移設:初年度 100/100 2年度 80/100 3年度 60/100 ・増設:初年度 50/100 2年度 40/100 3年度 30/100 ※当該新增設について、上記の固定資産税課税免除の優遇措置を受けていない場合に限る ○限度額なしで、当該新設等につき1回限り

		<p>で、新規雇用5人以上【対象施設が②④⑧の場合は3人以上】</p> <p>・増設:投下固定資産総額(土地を除く)が2,000万円以上【対象施設が②④⑧の場合は500万円以上】</p> <p>で、新規雇用3人以上【対象施設が②④⑧の場合は1人以上】</p> <p>・移設:投下固定資産総額(土地を除く)が5,000万円以上【対象施設が②④⑧の場合は1,000万円以上】</p> <p>で、移設前の従業員数以上を維持</p>	<p>[雇用奨励金]</p> <p>○1年以上引き続き常時雇用する市内居住の新規雇用従業員に下記区分ごとの額を乗じた額を交付</p> <p>・正規従業員(新規雇用) 50万円</p> <p>・正規従業員(配置転換) 30万円</p> <p>・非正規従業員 10万円</p> <p>○限度額なしで当該新設等につき1回限り</p> <p>○障がい者または女性を雇用した場合は上記額にそれぞれ10万円加算</p> <p>[用地取得奨励金]</p> <p>○事業所等の新設等のために取得した土地の取得価格の30%(1,000円未満切り捨て)を補助</p> <p>○限度額2億円で、当該新設等につき1回限り</p> <p>[大型企業誘致促進奨励金]</p> <p>○投下固定資産総額(土地を除く)の5%(1,000円未満切り捨て)を補助</p> <p>○限度額5億円で、当該企業につき1回限り</p> <p>※当該新設又は移設に係る事業所等が工場立地法における特定工場に該当する企業に限る</p> <p>[オフィス賃貸料補助金]</p> <p>○賃貸借契約により新設又は移設した事業所等の賃貸料の50%(1,000円未満切り捨て)を3年間補助</p> <p>○各年度限度額100万円で当該新設等につき1回限り</p> <p>○当該新設等に係る事業所が②又は⑧に該当する場合に限る</p> <p>[通信回線使用料補助金]</p> <p>○賃貸借契約により新設又は移設した事業所等において使用する通信回線使用料の50%(1,000円未満切り捨て)を3年間補助</p>
--	--	--	---

			<p>○各年度限度額 100 万円で当該新設等につき1回限り</p> <p>○当該新設等に係る事業所が②又は⑧に該当する場合に限る</p>
			<p>[合併処理浄化槽設置補助金]</p> <p>○合併処理浄化槽未整備地区に新設又は移設した事業所等において使用する合併処理上可能の設置費用の3分の1(1,000 円未満切り捨て)を補助</p> <p>○限度額 1,000 万円で当該新設等につき1回限り</p>

43208

熊本県

山鹿市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資産総額				
新增設(産業導入地区等)	3,000 万円超	課税免除	固定資産税	3年間
新增設(過疎地域)	2,700 万円超			
新增設(促進区域)	2,000 万円超			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
山鹿市工場等設置 奨励条例	H17.1	産業導入地区等及び過疎地域以外の工場 ○新設の場合、投下固定資産総額が 5,000 万円 超 ○増設の場合、投下固定資産総額が 2,000 万円 超	工場等設置奨励金 ○固定資産税額の範囲内 ○3年間 ・1年目 100/100 ・2年目 80/100 ・3年目 60/100
		適用工場等の指定を受けた工場を有する者が、 山鹿市内に住所を有する者を操業のため新たに 雇用し、かつ操業の開始の日から 1 年以上引き 続き常時雇用した場合に交付する	雇用奨励金 ○1人当たり 30 万円

43210

熊本県

菊池市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
製造用施設の新増設 3,000	—	課税免除	固定資産税	3箇年度
製造等に係る施設(家屋、構築物、土地) 10,000	—	課税免除	固定資産税(家屋、構築物、土地)	3箇年度

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
菊池市企業誘致促進補助金交付要綱	H27.12	【新設】 ○用地取得面積1ha以上、 投下固定資産総額2億円以上、 (土地に係るものは含まない) 新規雇用者10人以上の工場等 【増設・移設】 ○用地取得面積0.5ha以上、 投下固定資産総額1億円以上、 (土地に係るものは含まない) 新規雇用者10人以上の工場等	用地取得補助金 ○取得価格の30%(限度額2億円)
			雇用促進補助金 ○1年以上の雇用の場合、1人当たり30万円 (限度額600万円)
			施設整備補助金 投下固定資産総額の20%(限度額1億円)

43211

熊本県

宇土市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 3億円以上	5人以上	課税免除 1～3年度目 100% 4～6年度目 50%	固定資産税	6年間
新增設 (資本金) 1,000 万円以下の企業 500 万円以上 1,000 万円超 5,000 万円以下の企業 1,000 万円以上 5,000 万円以上の企業 2,000 万円以上	—	不均一課税	固定資産税	3年間
新增設 1億円以上 農林漁業関連業種は 5,000 万円以上	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
宇土市企業振興促進条例	H4.4	適用施設等の指定を受けた施設 (法適用以外のもの) 新增設 2,000 万円以上 情報サービス事業は 1,000 万円以上 新規雇用者 新設5人以上 増設3人以上	企業立地奨励金 ○固定資産税額を基準として交付 初年度 75/100 2年度 50/100 3年度 25/100
		適用施設等の指定を受けた施設で、市内に住所を有し、1年以上雇用されている者	雇用促進奨励金 ○新規雇用者1人当たり 30 万円(限度額 1,000 万円)1回限り
		適用施設等の指定を受けた施設のうち情報サービス事業のみ	研修経費補助金 ○研修経費の 50%を補助(限度額 100 万円)
宇土市企業立地特別奨励金条例	H20.12	適用施設等の指定を受けた施設で、新增設に伴い次のすべてに該当する場合 ○施設等用地取得面積 5000 m ² 以上で3年以	用地取得費奨励金 ○取得価格の 20%(限度額3億円)
			給水加入金交付金

		内に操業開始 ○投下固定資産総額 3億円以上 ○新規雇用者 5人以上	○給水装置の新設時に納入する口径別加入金に相当する額
--	--	--	----------------------------

43212

熊本県

上天草市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 1,000	5	不均一課税	固定資産税の範囲内	3年間
新增設 2,700(租税特別措置法に拠る製造業、旅館業、ソフトウェア業)		課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
上天草市企業立地促進及び雇用促進条例	H21.6	<p>A. 特定推奨分野</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食料品製造業・水産養殖業 ・自然科学研究所・クリーンエネルギー関連機器製造業 <p>○投下固定資産総額 500 万円以上かつ新規雇用3人以上</p> <p>B. 推奨分野</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A特定推奨分野・製造業(A以外) ・旅館業・倉庫業・こん包業 ・卸売業・ソフトウェア業 ・道路貨物運送業・情報サービス業 ・インターネット付随サービス業 ・水運業・医療・福祉 <p>○投下固定資産総額 3,000 万円以上かつ新規雇用5人以上</p> <p>C. 大型投資・雇用分野</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A及びBに掲げる産業 <p>○投下固定資産総額 10 億円以上かつ新規雇用 10 人以上</p>	<p>土地造成助成(1/10)</p> <p>用地取得価格(1/10)</p> <p>建物償却資産取得助成(課税額の 1/4、または課税免除)</p> <p>賃借助成(3/10 または 5/10)</p> <p>新規雇用奨励金(20 万円/人)</p> <p>人材育成研修助成(1/2)</p> <p>地域貢献助成(1/2)</p> <p>合計の限度額 A分野:100 万円 B分野:500 万円 C分野:3,000 万円</p>

43213

熊本県

宇城市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
対象業種の新設・増設 土地取得費を含む投下固定資産総額 5,000 万円以上	正規雇用5人以上 (操業開始日前後1年間の正規雇用者)	課税ゼロ 課税 50% ※操業開始時の投下固定資産額が 5,000 万円以上(用地取得費除く)の場合	固定資産税	【新設】 課税ゼロ3年間 + 課税 50%3年間 【増設】 課税ゼロ3年間
※一部地域においては、投資要件・雇用要件が満たされなくとも適用となる場合があります。				

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
宇城市企業振興促進条例	H20.9	対象業種の新設・増設 ・土地取得費を含む投下固定資産総額 5,000 万円以上 ・正規雇用5人以上 (操業開始日前後 1 年間の正規雇用者) ※一部地域においては、投資要件・雇用要件が満たされなくとも適用となる場合があります。	【施設等建設補助金】 ○半導体、自動車、その他重点分野で、操業開始時の投下固定資産額が 1 億円以上(用地取得費含む)の場合 ・新規雇用 10 人以上 投下固定資産額×2%(限度1億円) ・新規雇用 50 人以上 投下固定資産額×3%(限度2億円) ・新規雇用 100 人以上 投下固定資産額×4%(限度5億円)
			【雇用奨励金】 ○新規雇用者を 1 年以上雇用 新規雇用者数×20 万円 (限度額 4,000 万円)
			【緑化奨励金】 ○敷地面積の 25%を超えた部分に係る緑化整備事業に対する 1/2 の額を交付

			(限度額 300 万円)
宇城市産業支援サービス業等立地促進補助金	R2.4	【対象事業所】 IT 企業やベンチャー、バックオフィスやコールセンター等 【交付要件】 ①投下固定資産額と投下リース資産額の合計が 100 万円以上 ②新規雇用者数3人以上	【補助額】 ○投下固定資産額及び投下リース資産額の合計に 1/3 を乗じて得た額 (上限 200 万円)
			○事業所の付の賃借額(敷金、権利金その他これらに類する諸経費を除く)に 1/2 を乗じて得た額 (操業から3年間) (1 ヶ月上限 10 万円)
			○事業の用に供する専用通信回線使用料及びクラウドサービス利用料に 1/2 を乗じて得た額(操業から3年間) (1 年間上限 200 万円)
			○年間の新規雇用者数に 10 万円を乗じて得た額(操業から3年間) (1 年間上限 100 万円) ※過疎及び半島地域に立地する場合、新規雇用者分の算定は助成金の5割増とする。(1,000 円未満の端数切り捨て)

ホームページリンク <https://www.city.uki.kumamoto.jp/q/aview/182/7417.html>

43214

熊本県

阿蘇市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 5,000 ※1	—	課税免除	固定資産税	3年間
新增設 10,000 ※2	—			

※1 地域未来投資促進法第 25 条の地方公共団体等を定める省令第 2 条に定める施設(農林漁業及び関連業種)

※2 地域未来投資促進法第 25 条の地方公共団体等を定める省令第 2 条に定める施設(農林漁業及び関連業種以外)

注) 地域未来投資促進法第 13 条の規定に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けなければならない。

43215

熊本県

天草市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新設 2,000	10	課税免除	固定資産税	3年間
増設 1,000	5			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
天草市企業立地促進条例	H19.3	<ul style="list-style-type: none"> ○製造業 ○機械等修理業 ○ソフトウェア業 ○情報処理・提供サービス業及び学術・開発研究機関の用に供する施設 ○旅館業(下宿営業を除く)の用に供する施設 <p>【投下固定資産額】5,000 万円以上</p> <p>【雇用従業員】(常時雇用・市内居住)</p> <p>新設 雇用 10 人以上</p> <p>増設 雇用5人以上</p>	<p>工場等建設補助金</p> <p>○投下固定資産総額×5%(限度額 5,000 万円)</p> <p>用地取得補助金</p> <p>○用地取得費×30%(限度額1億円)</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ○製造業 ○機械等修理業 ○ソフトウェア業 ○情報処理・提供サービス業及び学術・開発研究機関の用に供する施設 ○旅館業(下宿営業を除く)の用に供する施設 <p>【投下固定資産額】</p> <p>新設 2,000 万円以上</p> <p>増設 1,000 万円以上</p> <p>【雇用従業員】(常時雇用・市内居住)</p> <p>新設 雇用 10 人以上</p> <p>増設 雇用5人以上</p>	<p>雇用奨励金</p> <p>○1年以上雇用の場合1人当たり正規雇用者が 50 万円、短時間労働者が 30 万円(限度額 3,000 万円)</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ○製造業 ○機械等修理業 ○ソフトウェア業 	<p>土地建物賃借補助金</p> <p>○操業開始から3年以内の土地建物賃借料の 50%(1年間の上限 150 万円)</p>

	<p>○情報処理・提供サービス業及び学術・開発 研究機関の用に供する施設</p> <p>○旅館業(下宿営業を除く)の用に供する施設</p> <p>【投下固定資産額】</p> <p>新設 2,000 万円以上</p> <p>増設 1,000 万円以上</p> <p>【雇用従業員】(常時雇用・市内居住)</p> <p>新設 雇用 10 人以上</p> <p>増設 雇用5人以上</p>	<p>ただし、敷金、権利金その他これらに 類する経費を除く</p>
--	---	---------------------------------------

43216

熊本県

合志市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
設備投資額(万円以上)	従業員(人以上)			
5,000	5(研究開発施設にあっては3)	不均一課税 (25%減免)	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
合志市工場等立地促進に関する条例	H18.9	<p>新設または増設に供する工場等用地の取得面積 0.4ha 以上かつ用地取得費を除く投下固定資産総額3億円以上</p> <p>【対象工場】 製造業、開発等研究施設</p>	<p>【工場等用地取得補助金】 補助率:工場等用地の取得価格の20%以内 限度額:2億円</p> <p>【施設整備補助金】 補助率:土地を除く固定資産税額の25%以内 限度額:5,000万円/年(3年間)</p> <p>【雇用促進補助金】 補助額:1年以上雇用の場合1人あたり30万円 限度額:300万円</p>
合志市空き工場等活用助成金交付要綱	H25.12	<ul style="list-style-type: none"> ・新規雇用者5人以上(内合志市内居住者3人以上) ・対象業種:製造業、運輸業、卸売業、小売業、サービス業、農業用施設、植物工場等 ・5年以上操業を継続すること 	<p>助成金</p> <p>[取得時] 土地、家屋及び償却資産の売買契約額の総額の10%を補助(上限1,000万円)</p> <p>[賃貸] 賃借料の3分の1以内(月額限度額20万円、3年以内)</p>

43348

熊本県

美里町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
美里町企業振興促進条例	H27.12	○施設等(同条例で定める施設)を新設する場合 ・投下固定資産総額が2,000万円超 ・新規雇用者数が5人以上 ○施設等(同条例で定める施設)を増設する場合 ・投下固定資産総額が1,000万円超 ・新規雇用者数が3人以上	雇用奨励金 ・常時正社員として雇用された新規雇用者の人数に50万円を乗じた額 ・常時正社員として雇用された者以外の新規雇用者の人数に25万円を乗じた額 ※限度額 総額1,000万円 固定資産税の課税免除 ・固定資産税が課されることとなった年度以降3年度

43364

熊本県

玉東町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
都道府県知事等から計画の承認を受けた地域経済牽引事業の実施に伴う対象施設を設置した場合		対象施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地の対して課す固定資産税の課税免除	固定資産税	3年間

43367

熊本県

南関町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 2,700	6	課税免除	固定資産税	3年間
新增設 1,500	6	不均一課税 (1/2 減額)	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
南関町産業振興等奨励金交付に関する条例	H12.3	○町内の特定地域に事業所の新增設を行 い以下の要件を満たす企業 ・投下固定資産額 新設5億円以上、増設3億円以上 (中小企業者) 新設3億円以上、増設1億円以上 ・新規従業者 新設 20 人以上、増設 10 人以上 (中小企業者) 新設 10 人以上、増設5人以上	産業振興奨励金 ○固定資産税額(土地を除く)の 1/2 ○限度額 5,000 万円
			用地取得奨励金 ○用地取得額の 1/10 ○限度額 5,000 万円
			設備投資奨励金 ○延べ床面積1㎡当たり 5,000 円 ○限度額 1 億円
			雇用促進奨励金 ○雇用者1人当たり 30 万円 ○限度額 3,000 万円

43368

熊本県

長洲町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
地域経済牽引事業を実施する企業等の新設及び増設	5	不均一課税 初年度 80/100 2年度 50/100 3年度 20/100	固定資産税	3年間

〈生産性向上特別措置法に係る税制上の軽減措置〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
生産性向上に資する指標が旧モデルで年平均 1%以上向上する設備 ※最低取得価格及び販売開始時期に制限あり	中小企業等経営強化法第2条第1項の規定に基づく中小企業者のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者(大企業の子会社を除く)	課税標準額を0に軽減	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
長洲町工場等振興奨励条例	H13.9	○投下固定資産額 新設 1億円以上 増設 5,000万円以上 (中小企業者) 新設 5,000万円以上 増設 3,000万円以上 ○新規従業者 新設 15人以上、増設 10人以上 (中小企業者) 新設 10人以上、増設5人以上 ※一部地域で適用	用地取得奨励金 ○土地取得価格の20/100 (限度額 1,500万円) 設備投資奨励金 ○1㎡当たり 1,000円(ただし投下固定資産総額の10/100以内、限度額 1,000万円) 雇用促進奨励金 ○長洲町在住の新規雇用者で1人当たり各年度 10万円(3年限度、限度額各年度 500万)

43369

熊本県

和水町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
1,500	6	不均一課税	固定資産税 の範囲内	3年間
2,700				

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
和水町企業振興補助金交付要綱	H29.4	【新設】 ○設備投資総額 1億円以上 ○新規雇用 10人以上 【増設】 ○設備投資総額 5,000万円以上 ○新規雇用 5人以上	用地取得補助金 ○取得価格×10% (限度額 5,000 万円) ※1 事業者 1 回限り
			雇用促進補助金 ○操業開始から 1 年以上引き続いて常時雇用される新規雇用者のうち町内に住所を有する者 1人当たり 10 万円×3 年間 (限度額:各年 500 万円)
			設備投資補助金 ○投下固定資産(土地を除く)の固定資産税評価額×10% (限度額 1,000 万円)

43403

熊本県

大津町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設	3,000	不均一課税	固定資産税の範囲内	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
大津町工場等振興奨励補助金交付要項	H17.7	○3,000 m ² 以上の新規用地取得をし、工場等の新增設で、投下固定資産総額 2 億円以上、新規雇用者数 10 人以上(研究開発及び情報処理施設は5人以上)	用地取得補助金 ○取得価格の 20% ※2億円限度(土地を取得し、3年以内に建設工事に着手)
			施設整備補助金 ○工場等の投下固定資産税額の 25% (限度額5千万円/年度)
			雇用促進補助金 ○大津町に住所を有する者、1人当たり 30 万円(上限 300 万円)

43404

熊本県

菊陽町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設(工場) 5,000 (開発研究等新設) 5,000	10 5	不均一課税	固定資産税の範囲内	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
菊陽町工場等立地促進に関する条例	H18.3	○用地面積 3,000 m ² (開発研究等施設 2,000 m ²)以上、雇用者 10 名(開発研究等施設5名)以上、土地を除く固定資産の取得額が2億円以上	工場等用地取得費補助金 ○取得価格の 25%(限度額2億円)
			施設整備補助金 ○固定資産及び償却資産に課する税額の 25%相当額を3ヶ年補助、年間限度額1億円
			雇用促進補助金 ○1年以上雇用の場合1人当たり 30 万円(限度額 3,000 万円)

43423

熊本県

南小国町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 1,000～2,500	3(増設 5)	不均一課税 (100分の0.7)	固定資産税	3年間
新增設 2,500	3(増設 7)	課税免除	固定資産税	3年間

43428

熊本県

高森町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
i 租税特別措置法の適用を受ける工場等で取得 2,700 万円を越えるもの(いずれも奨励金の運用を受けるものを除く) ii 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤に関する法律第 25 条の地方公共団体等を定める省令(平成 19 年総務省令第 94 号)第 2 条に定める施設を有する工場等 ii については、地域未来投資促進法第 13 条の規定に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けなければならない。	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
高森町企業誘致奨励条例	S44.12	①投下固定資産額 1,500 万円以上、従業者 40 人以上(ソフトウェア産業等研究開発事業 3人以上) ②投下固定資産額 500 万円～1,500 万円未満、従業者 20 人以上(ソフトウェア産業等研究開発事業2人以上)	奨励金 ①の場合 ・固定資産税相当額 ②の場合 ・固定資産税 2/3 相当額 ○3年間

43432

熊本県

西原村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設	3,000	—	固定資産税	3年間

43433

熊本県

南阿蘇村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
—	—	課税免除	固定資産税	3年間

43441

熊本県

御船町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
御船町企業立地促進条例	H20.9	適用工場等として指定された工場(指定条件) ○用地取得(賃借含む)面積 0.5ha 以上 ○投資額2億円以上(土地を除く) ○新規雇用者 10 人以上(増設5人以上) ○公害発生に関する法令等に違反しない	企業立地促進補助金 ①用地取得補助金 用地取得額×10% 取得後1年以内着工 限度額 5,000 万円 ②施設整備補助金 投下固定資産総額(土地を除く)×5% 限度額 1,000 万円 ③施設等リース補助金 操業開始後1年分の賃借料(敷金、権利金等除く)×1/2 限度額 1,000 万円 ①②に該当する場合には交付しない
			雇用奨励金 ○新規雇用者数(町内居住者のみ)×30万円 ○限度額 600 万円

43443

熊本県

嘉島町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
【対象事業】町内に工場等を新設又は増設する承認地域経済牽引事業 【設備投資の額】新・増設した家屋又は構築物及びその敷地である土地の取得金額が、1億円を超えること。(農林水産関連業種については、5,000万円)		不均一課税	固定資産税標準税率×1/10	3年間

43443

熊本県

益城町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 1,400 超	20 超 開発研究等 10 超	不均一課税	固定資産税	3年間
熊本県から承認された地域経済牽引事業促進法における地域経済牽引事業計画に基づき、重点促進区域内に設置した者		免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容										
益城町用地取得等奨励金交付要項	H17.7 H23.10 改正	○土地売買契約により、0.5ha(研究施設は 0.2ha)以上の土地を取得 ○土地を取得した日の翌日から3年以内に立地企業自らすべてを使用するための工事に着手	(1)用地取得奨励金(製造業等) 用地取得額×10%以内 <table border="1"> <thead> <tr> <th>用地取得面積</th> <th>奨励金限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.5ha(※)以上</td> <td>5,000 万円</td> </tr> <tr> <td>5ha 未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5ha 以上 10ha 未満</td> <td>1 億円</td> </tr> <tr> <td>10ha 以上</td> <td>2 億円</td> </tr> </tbody> </table> ※(※)研究施設は 0.2ha (2)雇用促進奨励金 新規雇用者 1 人当たり 30 万円 限度額 600 万円	用地取得面積	奨励金限度額	0.5ha(※)以上	5,000 万円	5ha 未満		5ha 以上 10ha 未満	1 億円	10ha 以上	2 億円
用地取得面積	奨励金限度額												
0.5ha(※)以上	5,000 万円												
5ha 未満													
5ha 以上 10ha 未満	1 億円												
10ha 以上	2 億円												

43444

熊本県

甲佐町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
シンゾウセツ ①過疎地域自立促進特別措置法該当(製造・旅館業・農 林水産物等販売業) 2,700	5	不均一課税	固定資産税 の範囲内	3年間
地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤 強化に関する法律該当 (農林漁業関連業種) 5,000 (上記以外) 10,000		不均一課税	固定資産税 の範囲内	3年間
上記以外(甲佐町工場等設置奨励条例該当) (道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業)5,000 (リゾート関連産業)100,000 (ソフトウェア業、自然科学研究所)3,000 (その他、町長が必要と認める事業)10,000	20 20 5 20	不均一課税	固定資産税 の範囲内	3年間

43447

熊本県

山都町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 1,000	10	課税免除	固定資産税	3年間

43468

熊本県

氷川町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
氷川町企業立地促進条例	H30.4	○製造業、情報通信業、運輸業、卸売業の施設(日本標準産業分類に規定) ○学術、開発、検査、研究機関等の施設 ○新增設の投下固定資産額が 1,000 万円を超え、新規雇用者があり、うち町内居住者が30%以上のもの。	補助金・奨励金 ○固定資産税相当額(3年間) ○用地取得補助金 ○工場等建設補助金 ○雇用奨励金

43482

熊本県

芦北町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
2,000	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
芦北町工場等設置奨励条例	H17.1	○税制上の優遇措置に該当しないもので、新增設の投下固定資産額が2,000万円以上、又は、常時雇用者10人以上	奨励金 ○固定資産税相当額 ※新設 1年目 100/100 2年目 80/100 3年目 60/100 ※増設 1年目 50/100 2年目 40/100 3年目 30/100
芦北町企業立地促進補助金	H19.4	○以下のすべての条件を満たす企業が対象 ①芦北町工場等設置奨励条例の指定工場 ②固定資産税の取得に要する費用が総額1億円以上 ③新規常用雇用者数が、当該工場等の操業開始時において10人以上 ④町と立地協定を締結	補助金 ①工場等建設補助金 投下固定資産総額の2%、限度額3,000万円 ②雇用奨励金 町内に住所を有する新規常用雇用者1人につき25万円、正規従業員以外の者については、1人につき12万5,000円、限度額1,000万円
芦北町サテライトオフィス等誘致事補助金	R1.9	○町有施設等にサテライトオフィス等を開設し操業する以下の要件に該当する事業者 ①本社従業員を1人以上配置又は新規雇用者を1人以上雇用 ②投下固定資産額、投下リース資産額の合計額が100万円以上 ③町と立地協定を締結	補助金 ○初年度 ①投下固定資産額及び投下リース資産額の1/3、上限額300万円 ②適用事業所指定決定から事業所開設までの期間の旅費 ○2、3年目以降 以下の①～③の合計、上限200万円

		④国、県、町税の滞納が無い	①事業所の年間賃借額の1/2 ②専用通信回線(クラウド使用料含)の年間使用料の1/2 ③年間の新規雇用者1人につき15万円(町内在住の新規雇用者は1人につき10万円を加算)
--	--	---------------	--

43484

熊本県

津奈木町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
新增設	2,000	—	課税免除	固定資産税	3年間

43501

熊本県

錦町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新設 3,000	10	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
工場等設置奨励条例	H1.3	○新設 投下固定資産額 3,000 万円以上、新規雇用者数 10 人以上 ○増設 投下固定資産額 1,000 万円以上、新規雇用者数3人以上	奨励金 ○固定資産税相当額

43505

熊本県

多良木町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
多良木町中 小企業振興 補助金	S63.6 H23.12 H28.6 改正	<ul style="list-style-type: none"> ○常時雇用者 3名以上 ○用地取得費を除く事業費 300 万円以上 ○風俗営業及び風俗関連営業以外の業種 ○町県民税について特別徴収事業所であること ○補助対象事業 <ul style="list-style-type: none"> ①工場・店舗等の敷地造成及び構築物の設置 (ただし、用地取得費および事務所ならびに住居兼用の場合の住居部分は除く) ②高度化設備等(ただし、機械、車両設備の単なる更新設置は除く) 	<ul style="list-style-type: none"> ○補助率 事業費の 15%以内 ・ただし、対象事業費に国・県等の補助がある場合は、自己負担額の 15%以内 ○限度額 450 万円 (中小企業者等の正規雇用者) ・20 人以上 50 人未満 900 万円 ・50 人以上 1,350 万円

43506

熊本県

湯前町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
	—	課税免除	固定資産税	3年間

43507

熊本県

水上村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間

43510

熊本県

相良村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
—	—	課税免除	固定資産税	3年間

43511

熊本県

五木村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
新設	1,000	3	課税減免 初年度 100/100 2年度 100/100 3年度 100/100 4年度 50/100 5年度 50/100	固定資産税	5年間
増設	500	—	課税減免 初年度 50/100 2年度 50/100 3年度 50/100	固定資産税	3年間

〈生産性向上特別措置法に基づく優遇措置〉

適用基準	措置事項	措置範囲	適用期間
中小企業等経営強化法第2条第1項に該当する中小企業者	固定資産税の課税標準を3年間にゼロに軽減	生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均 1%以上向上する 下記の設備 【減価償却資産の種類(最低取得価格/販売開始時期)】 ◆機械装置(160万円以上/10年以内) ◆測定工具及び検査工具(30万円以上/5年以内) ◆器具備品(30万円以上/6年以内) ◆建物付属設備(60万円以上/14年以内)	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
五木村商工振興補助金交付要綱	H22.11 H25.5改正	1. 準備支援にかかるもの(ソフト事業) ・五木村商工会会員及び加入予定者、その他村長が認めた者 ・経営支援プログラム(商工会協議)を申請書に添付すること	商工業振興補助金(準備支援) ①起業化支援 新たに起業(創業)検討するために必要な経費 ②施設・設備規模拡大検討 既設施設・設備の増設等規模拡大に伴う施設整備検討経費

		<p>③異業種転換検討 既存の事業と異なる新たな事業展開を図るための検討経費</p> <p>④その他の振興補助金 村長が必要と認めた経費</p>	<p>①～④それぞれ 補助率:2/3 以内 限度額:100 万円</p>
		<p>2. 施設整備にかかるもの(ハード事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・五木村商工会会員及び加入予定者、その他村長が認めた者 ・経営支援プログラム(商工会協議)を申請書に添付すること ・車両又は機械機器等であって、専ら当該施設整備を行う箇所以外の場所で使用することを目的として購入するものについては、原則として補助対象経費には含まれない。ただし、村長が五木村商工振興補助金交付要綱の趣旨に照らし、施設整備に当たり、特に必要と認める場合にあつては、この限りではない。 ・「新規雇用創出」に該当する場合、 <ol style="list-style-type: none"> 1) 新規雇用の対象者は、村内に居住し、かつ、当該施設整備を行う箇所で、新たに業務に従事することができる者であること。 2) 施設整備の完了後、やむを得ない理由により新たな雇用ができなかったときは、雇用に関する計画書を提出するとともに、完了確認検査の日から1年以内に雇用を開始すること 3) 1 及び 2 の条件を満たすことができなかつたときは、補助金の交付決定の全額又は一部を取り消すこととし、既に交付した補助金がある場合、その全額又は一部を村に返還すること 	<p>商工業振興補助金(施設整備)</p> <p>①起業化支援 新たに起業(創業)検討するために必要な経費(備品購入経費も含む)</p> <p>②施設・設備規模拡大 既設施設・設備の増設等規模拡大に伴う施設整備検討経費(備品購入経費も含む)</p> <p>③異業種転換 既存の事業と異なる新たな事業展開を図るための施設整備経費(備品購入経費も含む)</p> <p>④その他の振興補助金 村長が必要と認めた経費</p> <p>①～④それぞれ 補助率:1/2 以内 限度額: 【一般】100 万円 【新事業創出】当該施設整備により新たな雇用が創出され、かつ、新たに雇用したときは、対象事業欄に掲げる事業の額、1補助事業者につき2,500 万円</p>

		<p>3. 雇用支援にかかるもの</p> <ul style="list-style-type: none">・村内居住者が対象・雇用期間2年以上(2年以内にやむを得ず自己都合で退職した場合は残りの月数×25,000円を返還する)	<p>新規雇用者採用支援補助金</p> <p>○新規雇用者を1名以上採用した場合、1名につき60万円</p>
--	--	--	--

43512

熊本県

山江村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新設 2,000	5	1～3年目 100% 4・5年目 50%	固定資産税	5年間
増設 2,000	3	1～3年目 50%	固定資産税	3年間
地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号)第2条に規定する対象施設を設置するもの		新設 1～3年目 100% 4・5年目 50% 増設 1～3年目 50%	固定資産税	新設 5年間 増設 3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
山江村企業立地促進条例	H21.12	新增設 ○投下固定資産 2,000 万円以上 ○新規雇用者数 新設 5人以上 増設 3人以上	工場等建設補助金
			①村有地取得 取得額の30%(限度額5千万円) ②村有地以外の取得 取得額の10%(限度額1千万円)
			雇用奨励金 ○1人当たり20万円(村有地取得時上限2千万円、村有地以外取得上限1千万円)

43513

熊本県

球磨村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新設 1,000	3人以上	課税免除	固定資産税	5年間
増設 500	—			3年間

43514

熊本県

あさぎり町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
あさぎり町産業用地企業振興補助実施要綱	H30.6	○交付対象企業 ・あさぎり町産業用地を購入した者 ・新設又は増設する工場等の固定資産投資額が2,000万円以上あること ・産業用地申込書にある要員計画を満たすこと ・新設又は増設する工場等の公害の防止に関し、必要な対策がとられていること	○補助金 ・補助対象経費に50%乗じた額で、これに係る他の補助金がある場合はその額を控除し、上限は2,000万円とする ・1事業所あたり年度ごとの申請は1回まで ・過去に本補助を受けたものの合計額も上限を2,000万円とする

43531

熊本県

苓北町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新設	1,000	課税免除	固定資産税	3年間
増設	500			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
苓北町中小企業振興資金利子補給条例	H3.3	○町内に住所を有する中小企業者	利子補給 ○対象額に対し借入年利率2%以内 ・施設整備資金(3年間) 融資平均残高 1,000 万円を限度 ・経営安定資金(1年間) 融資平均残高 500 万円を限度
苓北町企業誘致条例	H20.9	○操業開始時の投下固定資産総額が 5,000 万円以上かつ新規雇用者が 10 名以上の工場等	○工場等建設補助金 投下固定資産総額の5% (限度額 5,000 万円) ○用地取得補助金 土地取得価格の 30% (限度額 5,000 万円) ○雇用奨励金 1年以上継続雇用者1人につき 30 万円(限度額 300 万円)